

# 加古川市敬老メッセージカード贈呈事務処理要領

令和4年4月22日 福祉部長決定

## 1 贈呈目的

多年にわたり社会に貢献してこられた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とし、敬老の意を表するメッセージカードを贈呈する。

## 2 対象者

当該年度中に次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 90歳並びに95歳に到達する者

(2) 9月1日現在、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている者

## 3 メッセージカードの作成

メッセージカードは次のとおり作成する。

(1) メッセージカードの原紙は高齢者・地域福祉課にて調達する。

(2) メッセージは市内小学生が記入する。

なお、メッセージ内容に氏名、学校名等の作成者を推定できる情報が含まれている場合は、贈呈の対象から除外する。

## 4 贈呈の方法

メッセージカードは、対象者宛に高齢者・地域福祉課より郵送する。送付にあたっては、対象者の居所と作成した小学校区は必ずしも一致しない。

また、送付する時点で本市の住民基本台帳から削除されている者については送付しないことができるものとする。

5 メッセージカードの掲示

郵送しないメッセージカードについては各公民館等で掲示する。

なお、掲示を終えたメッセージカードは高齢者・地域福祉課にて廃棄する。

6 贈呈及び掲示の時期

メッセージカードの贈呈及び掲示は9月に行う。

7 施行の日

この事務処理要領は、令和4年5月1日から施行する。